

## 福岡県産業廃棄物税条例の施行後の状況と今後の方針等について

令和元年10月

### 報告の趣旨

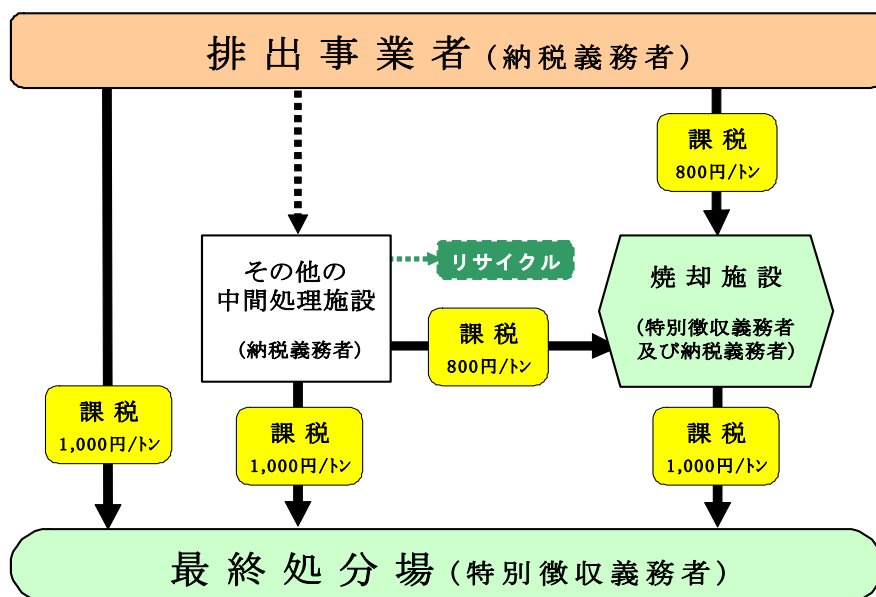
福岡県産業廃棄物税条例附則第6項において、福岡県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例（平成21年福岡県条例第68号）の施行後10年を目途に必要ながあれば条例の規定について検討を加え、必要な措置を講ずるものとされていることから、庁内に検討会を設置し、税の導入効果等の検証及び今後のあり方を検討した。

### I 産業廃棄物税導入の経緯等

- 地方分権一括推進法の施行に伴い、法定外目的税として産業廃棄物税を検討
- 循環型社会の実現という行政課題を解決するための政策税制
- 平成16年6月に公布、同17年4月施行（九州各県一斉導入（沖縄県は18年度））
- 産業廃棄物税を平成22年度以降も継続することとし、併せて制度の充実を図る改正条例を平成21年12月に公布、同22年4月施行
- 平成25年9月に「産業廃棄物税に関する検討会」を庁内に設置し、産業廃棄物税の今後のあり方を検討し、平成26年12月に現行制度を継続する改正条例を公布

### II 産業廃棄物税の仕組みと役割

#### 1 仕組み



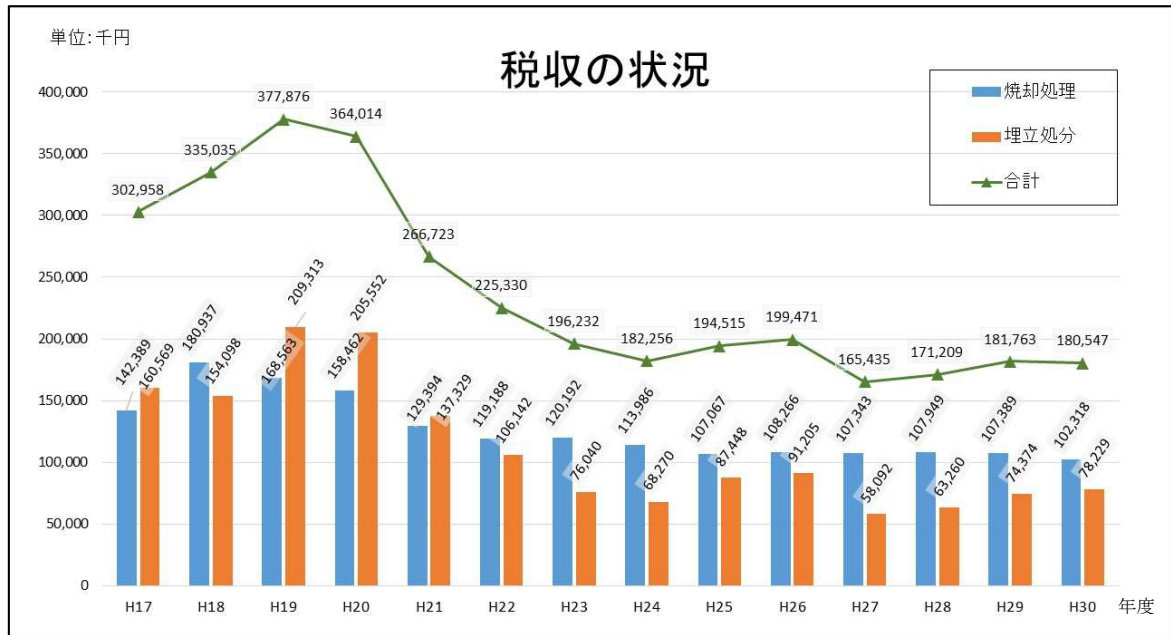
- より高い排出抑制効果を図るため、排出事業者に税負担を求め、最終処分場への搬入とともに、排出に近い中間処理施設への搬入に課税
- 簡素な税制で幅広くリサイクルへ誘導するため、中間処理段階への搬入に対する課税にあたっては、焼却施設への搬入のみに課税

#### 2 役割

- 事業者には排出抑制、リサイクルへ動機付ける（インセンティブ）。
- 税収を環境政策に充てることで、循環型社会に向けた取組を一層促進する。

### Ⅲ 産業廃棄物税に係る税収等の状況

#### 1 税収の状況

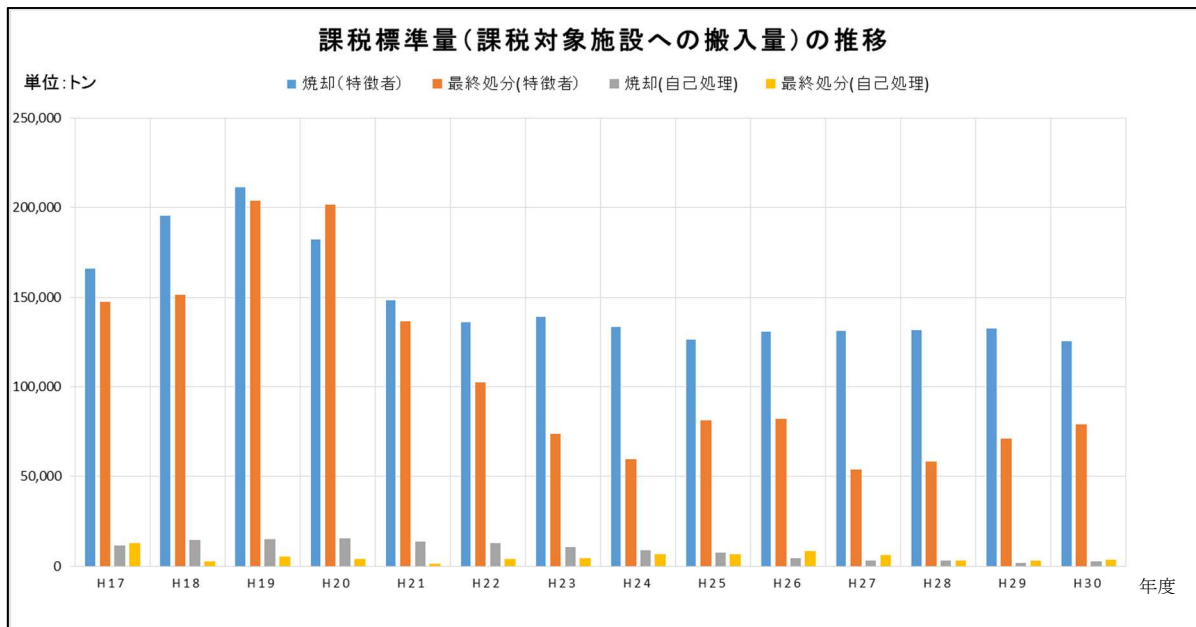


※ 各年度の税収は、暦年（1月～12月分）の産業廃棄物税の搬入量に応じた決算額  
ただし、初年度の平成17年度は4月から12月までの9か月分

焼却施設への搬入に係る税収については平成18年度をピークに減少し、近年は横ばいである。

また、最終処分場への搬入に係る税収は、平成19年度に一時的な増加をみせたが、その後減少し、近年は小幅な増減を繰り返している。

#### 2 課税標準量（課税対象施設への搬入量）の推移



※各年度の課税標準量は、暦年（1月～12月）の産業廃棄物の搬入量。  
ただし、初年度の平成17年度は4月から12月までの9か月分。

産業廃棄物税の導入後、焼却施設への搬入量は減少傾向にある。また、最終処分場への搬入量は平成19年度に一時的に増加したものの、近年は一定の水準で推移している。

## IV 循環型社会づくりに資する税制度の導入効果等の検証

### 1 県内産業廃棄物の処理・処分量の推移

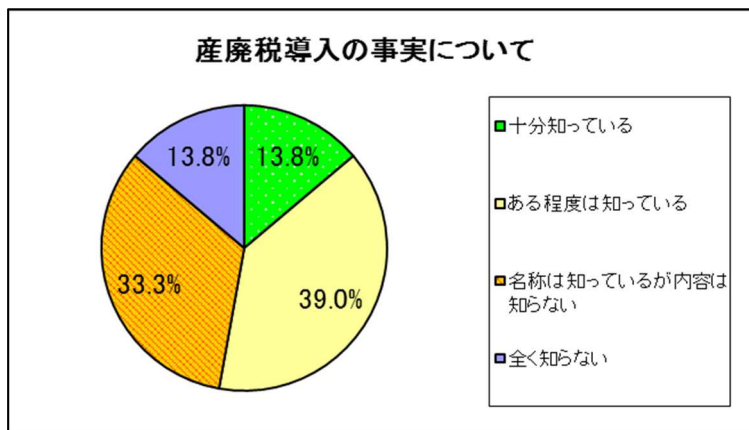
		H17年度	H26年度	H27年度	H28年度
資源化量	量(千トン)	9,377	9,937	9,140	8,985
	率(%)	55%	57%	54%	53%
減量化量	量(千トン)	6,484	6,870	7,155	7,293
	率(%)	38%	40%	42%	43%
最終処分量	量(千トン)	1,125	584	619	564
	率(%)	7%	3%	4%	3%
合計	量(千トン)	16,986	17,392	16,914	16,843

減量化率は税導入当初の平成17年度に比べると約5%増加し、最終処分率は平成17年度に比べると約4%減少している。

### 2 排出事業者に対する意識調査

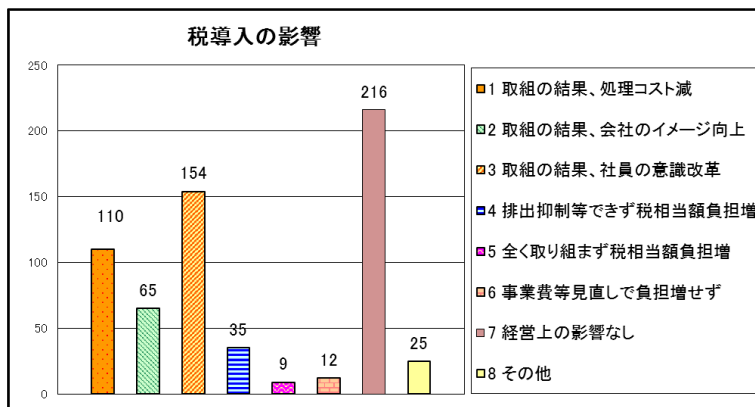
産業廃棄物の排出が多い製造業、建設業、電気・ガス水道業を中心に県内の事業所1,169か所を無作為抽出し、調査票を郵送。有効回答数は515か所。

#### ○産業廃棄物税導入の事実について



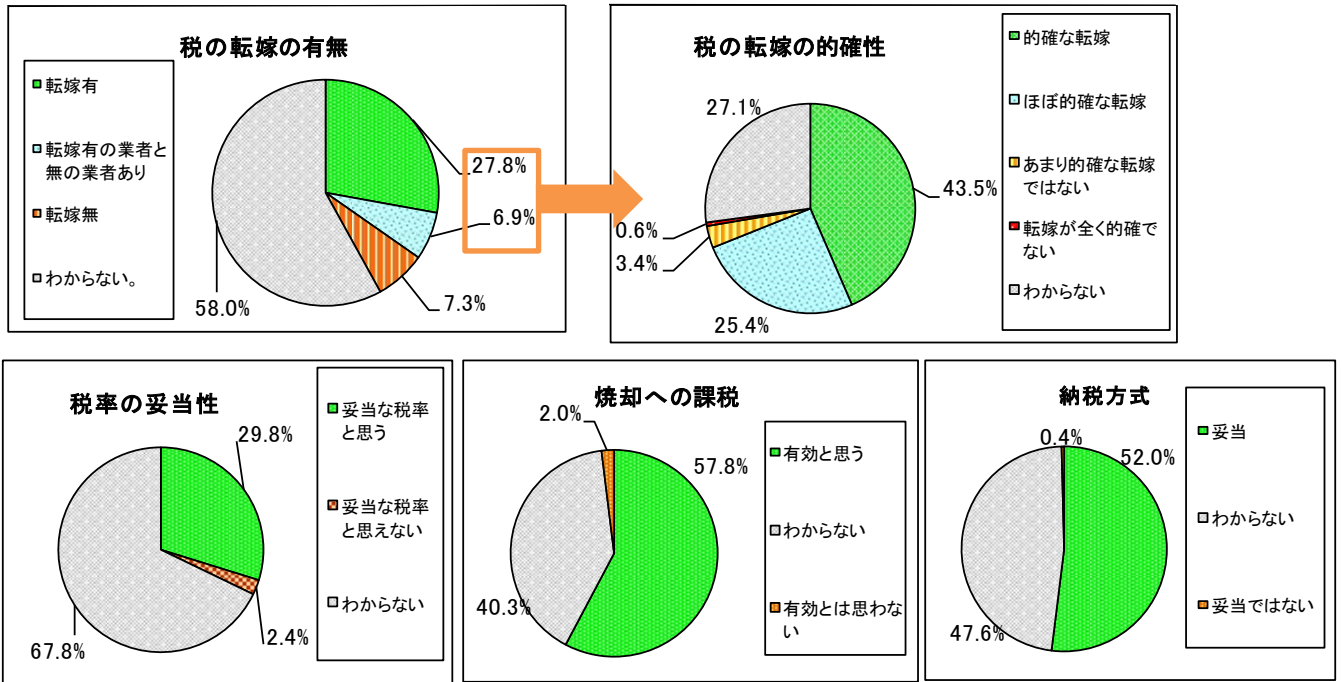
産業廃棄物税については、一定の周知がされている。

#### ○産業廃棄物税の導入に伴う取組の変化について



産業廃棄物税導入後の影響について見ると、「経営上の影響はない」との回答が最も多かった。排出抑制等の取組の結果、社員の意識改革や処理コスト減、会社のイメージ向上につながったとの肯定的な回答も多く、税導入が排出抑制等の取組を後押しするきっかけになったものと思われる。

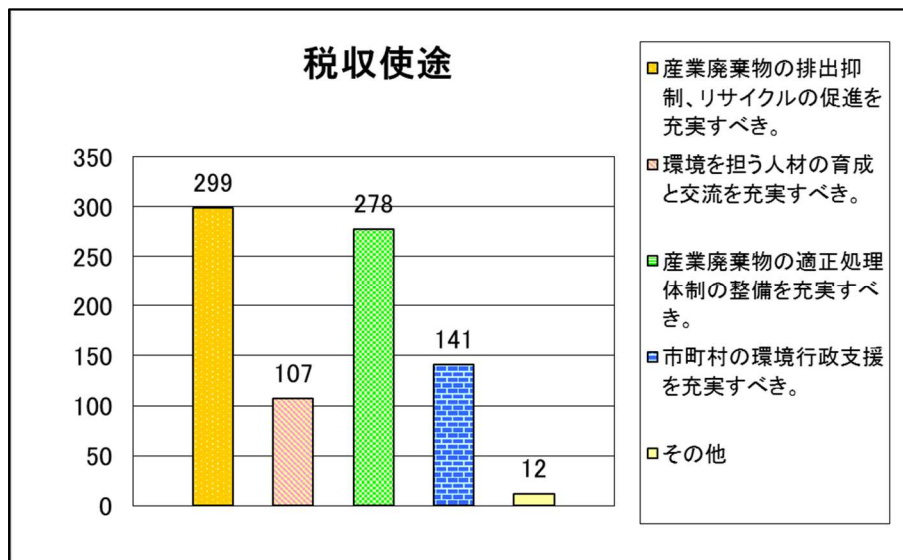
○産業廃棄物税の制度について



税制度のうち、税の転嫁については的確な転嫁であるとの回答が約7割を占めている。

また、税率や納税方式については妥当との回答が、焼却への課税については有効との回答が、それぞれ妥当・有効ではないとの回答を大きく上回っている。

○産業廃棄物税の税収の使途について



税収使途事業として実施されている各施策は、いずれも今後充実すべきという回答が多く寄せられている。

### 3 税収使途事業の実績

産業廃棄物の排出抑制、再生利用等の促進その他適正な処理の推進を図るため、4つの項目を柱とした事業を実施。事業効果を高めるため、税導入前には実施していない事業に対して税収を充当している。

- ① 産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進 (充当額: 305,062 千円 [H26-H30 合計])
  - ・ 産業廃棄物リサイクル施設整備費
  - ・ リサイクル製品活用促進費
  - ・ 廃棄物情報管理・提供システム運営費
- ② 環境を担う人材の育成と交流 (充当額: 10,603 千円 [H26-H30 合計])
  - ・ 環境人材育成・ネットワーク事業費
- ③ 産業廃棄物の適正処理体制の整備 (充当額: 331,607 千円 [H26-H30 合計])
  - ・ 産廃処理指導強化費
  - ・ 産廃不適正処理対策費
  - ・ 産業廃棄物処分業者実務研修事業費
  - ・ 産業廃棄物監視指導強化事業費
- ④ 市町村の環境行政支援 (充当額: 188,214 千円 [H26-H30 合計])
  - ・ 保健所設置市産廃対策交付金
  - ・ 市町村産廃対策支援事業費

## V 産業廃棄物税の導入の効果等

### 1 産業廃棄物量の推移に見る効果

産業廃棄物税導入後の課税状況や処理・処分量等を概観すると、産業廃棄物の焼却処分量や最終処分量は、近年小幅な増減があるが一定水準で推移しており、税導入当初に比べると減少している。

### 2 事業者の意識と取組に対する効果

税制度については、税率や納税方式等のいずれも比較的妥当と受け止められている。九州各県で一斉に導入したことによる取組の変化については、排出抑制やリサイクルに取り組んだとの回答も多く、排出抑制やリサイクルへの誘導効果が認められる。

### 3 税収使途による効果

条例の趣旨に合致した適切な事業の推進が図られており、リサイクル製品の販売実績の増加や、大規模な不法投棄に減少傾向がみられるなどの事業効果が認められる。

(参考)

認定リサイクル製品販売実績額推移

年度	H19	H20	～	H26	H27	H28	H29	H30
総販売額 (百万円)	1,951	6,414	～	20,717	20,494	21,250	21,920	21,817
認定製品数	219	277	～	397	401	406	408	416

本県における不法投棄等不適正処理の推移（1件当たり10t以上のもの）

	年度	H17	H18	H19	～	H26	H27	H28	H29
不法投棄	件数	5	2	5	～	2	0	0	2
	量(t)	887	171	103	～	1,334	0	0	250
不適正処理	件数	7	6	3	～	0	1	0	0
	量(t)	916	3,451	2,165	～	0	2,594	0	0

## VI 結論

- 産業廃棄物税の導入は、循環型社会づくりに向けた様々な環境政策と相まって、産業廃棄物の排出量削減や排出事業者のリサイクル等の取組促進に一定の効果を発揮している。
- 産業廃棄物の発生量は産業廃棄物税の導入時と比較して減少しているものの、依然多く、排出抑制やリサイクルの推進等の取組は、なお重要な政策課題である。

以上のことから、現行制度のまま引き続き福岡県産業廃棄物税条例を施行し、5年後を目途に施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改めて規定について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずる必要がある。